

## 第6節 救助・救急活動の充実

### 1 救助・救急体制の整備

#### (1) 救助体制の整備・拡充

交通事故に起因する救助活動の増大及び事故の種類・内容の複雑多様化に対処するため、救助工作車等救助資機材の計画的な整備を推進し、救助活動の円滑な実施を期する。

救急出場件数については、近年高齢化の進展等により増加傾向にあることから、必要な資機材の配備や救急救命士を含む救急隊員の確保を促進し、救急活動の適切な実施を図る。

#### (2) 集団救助・救急体制の整備

大規模道路交通事故等、多数の負傷者が発生する大事故に対処するため、関係機関における連絡体制の整備及び救護訓練の実施等、集団救助・救急体制の構築を推進する。

#### (3) 心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動の推進

指定自動車教習所における教習カリキュラムに応急救護処置に関する教習が盛り込まれていることから、これらが効果的に行われるよう指導者の養成を始めとする体制の整備を図るとともに、講習等が効果的に行われるよう指定自動車教習所等に対して必要な指導、助言を行う。

市町村の消防機関が実施している地域住民及び事業所を対象とした応急手当に関する講習会の開催等の施策については、「応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱」（平5消防救41）及び「事業所における応急手当の普及啓発の推進について」（平11消防救175）に基づき推進を図るとともに、救急要請受信時における応急手当の指導を推進する。

また、心肺蘇生訓練用人形、自動体外式除細動器（AED）トレーナー、応急手当講習テキストなどの普及啓発用資器材の整備等、各消防機関が行う住民に対する応急手当の普及啓発活動に対して支援を行う。

なお、平成16年7月から非医療従事者による自動体外式除細動器（AED）の使用が認められ、「応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱」が改

正されたのを受け、消防機関においては自動体外式除細動器（AED）の内容を取り入れた救命講習の実施を引き続き促進する。

学校では、中学校、高等学校の保健体育科等において心肺蘇生法等の応急手当について指導することとしており、この指導を効果的に実施するため、実習や自動体外式除細動器（AED）の知識の普及を含む各種講習会を開催する。

（社）日本交通福祉協会では、交通安全の指導に携わる者、運転業務に従事する者を重点に交通事故救命救急法教育講習会等を実施する。

#### (4) 救急救命士の養成・配置等の促進、ドクターカーの活用促進

プレホスピタルケア（救急現場及び搬送途上における応急処置）の充実のため、ドクターカー（医師等が同乗する救急用自動車）の活用の促進を図るとともに、全国の消防機関において救急救命士を計画的に配置できるようその養成を図り、救急救命士の処置範囲の拡大により可能となった気管挿管、薬剤投与を円滑に実施するための講習及び実習の実施を推進する。また、医師の指示又は指導・助言の下に救急救命士を含めた救急隊員による応急処置等の質を確保するメディカルコントロール体制の充実を図る。

#### (5) 救助・救急施設の整備の推進

消防機関の救助・救急体制の整備を図るため、緊急消防援助隊に係る救助工作車、高規格救急自動車、ヘリコプター等の整備に要する費用の補助として平成18年度は、27億6,500万円を計上している。

#### (6) 消防防災ヘリコプターによる救急業務の推進

ヘリコプターは、事故の状況把握、負傷者の救急搬送にも有効であることから、消防防災ヘリコプターの全国配備を推進するとともに、救急業務等において、ヘリコプターの積極的活用を促進する。

#### (7) 救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実

交通事故等に起因する救急・救助活動の増大及び事故の種類、内容の複雑多様化に対応するため、救助隊員・救急隊員の資質の向上に努める。

### (8) 高速自動車国道等における救急業務実施体制の整備

東日本高速道路株式会社，中日本高速道路株式会社，西日本高速道路株式会社，本州四国連絡高速道路株式会社（以下「高速道路株式会社」という。）及び関係市町村は共に通信連絡体制等の充実を図るなど連携を強化するとともに，高速道路株式会社は高速自動車国道等のインターチェンジ所在市町村等に財政措置を講じ，当該市町村においても，救急業務実施体制の整備を促進する。

また，高速道路株式会社及び関係市町村は，救急業務に必要な施設の整備，従業者に対する教育訓練の実施等を推進する。

### (9) 緊急通報システムの拡充及び現場急行支援システムの整備

交通事故等緊急事態発生時における負傷者の早期救出及び事故処理の迅速化のため，新交通管理システム（UTMS）の構想等に基づき，人口衛星を利用して位置を測定するGPS技術を活用し，自動車乗車中の事故発生時に車載装置・携帯電話を通じてその発生場所の位置情報を通報することなどにより，緊急車両の迅速な現場急行を可能にする緊急通報システム（HELP）の普及を図る。

また，緊急車両が現場に到着するまでのレスポンスタイムの縮減，及び緊急走行時の交通事故防止のため，緊急車両優先の信号制御を行う現場急行支援システム（FAST）の整備を図る。

## 2 救急医療体制の整備

### (1) 救急医療機関等の整備

救急医療体制については，従来から体系的な整備を進めており，平成18年度予算には，救急医療施設等と救急医療情報センターの整備・充実を図ることとし，その関連経費を含め，総額87億円を計上している。

救急医療体制の体系的整備の主な内容は，次のとおりである。

#### ア 救急医療施設の整備

##### (ア) 初期救急医療施設の整備

休日夜間急患センターについて，整備を図る。

##### (イ) 第二次救急医療施設の整備

重症救急患者を受け入れるための，病院群輪番制病院及び共同利用型病院の整備を図るとともに，小児緊急患者を受け入れる小児救急医療支援事業実施病院及び小児救急医療拠点病院の整備を図る。

##### (ウ) 第三次救急医療施設の整備

重傷及び複数の診療科領域にわたるすべての重篤救急患者の救命医療を担当する救命救急センターの整備を図るとともに，広範囲熱傷，指肢切断，急性中毒等の特殊疾病患者に対応する高度救命救急センターの整備を図る。

##### イ 救急医療情報システムの整備

救急医療施設の応需情報を常時，的確に把握し，医療施設，消防本部等へ必要な情報の提供を行うとともに，災害時には医療機関の稼働状況，医師・看護師等スタッフの状況等災害医療に係る総合的な情報収集を行う救急医療情報センターの整備を図る。

##### ウ 救急医療設備の整備

交通事故の被害者救済の充実強化を図るため，全国の公的医療機関等の救急医療機器の整備に関し，自動車損害賠償保障事業特別会計から3億8,800万円の補助金を交付する。

### (2) 救急医療担当医師・看護師の養成等

医師の卒業前の教育・臨床教育において救急医療に関する教育研修の充実に努めるとともに，救命救急センター等で救急医療を担当している医師に対しても，呼吸・循環管理等の研修を拡充し，救急医療従事者の確保とその資質の向上を図る。

看護師及び救急救命士については，医療機関等において研修を実施すること等によりその資質の向上を図る。また，救急救命士養成所の専任教員の確保を図るための講習会を実施する。

### (3) ドクターヘリ事業の推進

交通事故等で負傷した患者の救命率の向上や後遺症を軽減させるため，早期治療の開始と迅速な搬送を行うドクターヘリ（医師が同乗する救急専用ヘリコプター）の配備を推進する。

その運用に当たっては，ドクターヘリが安全に着陸できる区間・場所の情報の共有や「運用マニュアル」の作成，共通の周波数の無線機の整備等関係機

関・団体が連携した取組を強化する。

### 3 救急関係機関の協力関係の確保等

救急業務の円滑な実施や救急隊員への教育訓練体制の整備等を図り、消防機関と医療機関、救急医療

関係者等との連携を強化し、都道府県及び各地域単位のメディカルコントロール協議会の充実を図る。この協議会において救急救命士等の救急隊員の活動に必要な医師の指示・指導・助言体制の確立や臨床実習等の支援体制の確保を推進する。

## 第7節 損害賠償の適正化を始めとした被害者支援の推進

### 1 自動車損害賠償保障制度の充実等

交通事故被害者保護の充実を図るため、次の施策を重点的に推進する。

#### (1) 自動車損害賠償責任保険(共済)の充実等

自賠責保険については、政府再保険制度が廃止されたことにより、国の支払審査が死亡等重要事案に限られることになったが、被害者保護の充実が図られるよう、新制度における保険会社等の情報提供措置の着実な実施、支払基準に基づいた適正な保険金支払いの実施及び公正中立な紛争処理機関による紛争処理業務の円滑な実施が図られるよう保険会社等を指導する。

#### (2) 政府の自動車損害賠償保障事業の充実

自賠責保険による救済を受けられないひき逃げや無保険車による事故の被害者救済制度である保障事業についても、自賠責保険と同様、被害者保護の充実を図る。

#### (3) 無保険(無共済)車両対策の徹底

原動機付自転車等に係る自賠責保険(共済)の普及の促進を図り、無保険(共済)車対策の充実を図る。

#### (4) 任意の自動車保険(自動車共済)の充実等

自賠責保険(共済)とともに交通事故の被害者救済に重要な役割を果たしている任意の自動車保険(共済)について、必要に応じ制度の改善及び普及率の向上等の要請、指導を行う。

### 2 損害賠償の請求についての援助等

#### (1) 交通事故相談活動の推進

交通事故被害者救済対策の一環として、地方公共団体の設置する交通事故相談所等における相談活動を支援し、被害者に対する損害賠償の適正化を図

る。

このため、交通事故相談所等に勤務する初任の相談員に対し、相談員として必要な基本的知識等の習得を目的とした「交通事故相談員中央研修会」を引き続き実施するとともに、相談事例や判例等に関する事例研究会の開催、情報誌の作成・配布による相談員の複雑・多様かつ専門化傾向にある相談内容への的確な対応を目的とした「交通事故相談員育成事業」及び、複雑・多様化する相談内容への即応能力の向上を目的として相談所等に弁護士等を派遣し、相談員が弁護士等のアドバイザーから直接、助言を受けられる体制を整備する「交通事故相談員支援事業(アドバイザー事業)」について拡充する。

#### (2) 損害賠償請求の援助活動等の強化

##### ア 警察における交通相談の積極化

交通事故被害者に対する適正かつ迅速な救済の一助とするため、救済制度の教示や交通相談活動の積極的な推進を図る。

##### イ 法務省における人権相談の強化

法務局、地方法務局及びその支局並びに人権擁護委員は、人権擁護活動の一環として、交通事故に関する相談についても従来から積極的に取り組んできたが、なお一層地域住民の利便に資するため、人権相談の充実強化を図る。

##### ウ (財)法律扶助協会による民事法律扶助事業の推進

交通事故の被害者を含め民事紛争の当事者が資力に乏しい場合であっても、民事裁判等において自己の権利を実現することができるよう、法律相談を実施したり、訴訟代理費用(弁護士費用)の立替えを行う民事法律扶助事業を推進するとともに、同事業について一層の周知を図るための広報に努める。